

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

酒々井町長 小坂 泰久

市町村名 (市町村コード)	酒々井町 (123226)
地域名 (地域内農業集落名)	柏木地区 (柏木地区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年1月25日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区は農業者の半数以上が60歳以上と高齢化が進み、今後の担い手となる若い世代が少なく、後継者もいない農業者がほとんどである。担い手となる柏木水稲生産組合が任意団体で借受の主体となることができないため、作業受託のみを請け負っているのが現状であり、将来的には集落営農法人への移行を模索していく必要がある。また、老朽化した水路の改修・暗渠整備等の圃場の整備が課題となっている。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:1人、営農任意団体:1団体

主な作物:水稲

(2) 地域における農業の将来の在り方

水稲を主要作物とし、担い手となる認定農業者1名及び柏木水稲生産組合への集積を進めつつ、新規参入や新規就農者を積極的に受け入れ、担い手の増加を図る。

現在任意団体となっている柏木水稲生産組合の集落営農法人化を目指し、法人化された後には借受の主体となり、若手耕作者の育成・基盤整備等についても中心的に推進していく。さらに、多面的機能交付金や農地中間管理機構を通じた貸借を要件とする耕作条件改善事業の活用についても模索していく。また、農地の所有者に草刈りや水の管理を頼むことで耕作者の負担が軽減されないか検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	28.6 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構への貸し付けを進めるとともに、認定農業者や柏木水稲生産組合への農地の集積・集約化を基本とし、支障がない範囲でその他の者により農地利用を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手への集積を進めるため、原則農地中間管理機構に貸し付ける。その上で農地中間管理機構への貸し付けを要件とする基盤整備事業の活用を可能な限り検討していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
柏木水稲生産組合を主体とする基盤整備に取り組むことを検討していく。特に耕作条件改善事業等を活用し、畦畔除去・暗渠整備等の基盤整備に取り組むことを模索し、耕作しやすい農地への整備を目指す。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
基本的には地域内の担い手及び柏木水稲生産組合で耕作していくが、地域外であっても新規就農者等の意欲のある農業者がいる場合には積極的に受け入れる。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率を考え、必要に応じて検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ②地域の中心的な担い手(認定農業者)が有機・減農薬等に取り組んでいる。
- ⑧柏木水稲生産組合で集荷、乾燥、調製、貯蔵、出荷等を行っている。